

生徒指導に関する内容

1 学校生活

- 1 環境の美化、清掃に努め、自らすすんで学習に最適な環境を整える。
- 2 校舎や校具設備を大切にし、整理整頓に心がける。
- 3 登校時刻は8時35分までとし、ゆとりをもって登校する。
- 4 下校時刻は、夏季は午後6時00分、冬季は午後5時30分とする。
- 5 登校から放課まで、校外に出ることは認めない。ただしやむをえず外出する場合は必ずホーム主任に連絡し許可を受け、外出許可証を携行する。
- 6 持ち物には必ず記名し、盗難紛失に注意する。
- 7 金銭や遊具をはじめ、他人に危害を与える危険物など、学習に関係のないものは持ってこない。
- 8 校内で、不審者及び不審物を発見した場合、ただちに教職員に連絡をする。
- 9 次の場合は係りの許可や指示を受けること。
 - ア 校具、備品を使用するとき
 - イ ポスターその他掲示物を掲示するとき
 - ウ 署名、募金、物品の販売等を行うとき
 - エ 生徒の会合で校内施設を使用するとき

2 通学

- 1 通学については、事故の無いよう交通安全に十分に配慮するとともに、公共交通機関を利用する場合は、本校の生徒としての自覚と責任を持ち、他の乗客の迷惑とならないよう心がける。
- 2 自転車通学を希望する場合は、ホーム主任を通じ申し出て許可を受ける。
- 3 自転車通学を許可されたものは、所定のステッカーを指定された位置（後輪泥除け反射鏡の下又は上）に貼付する。
- 4 通学用自転車は盗難防止登録をすることが望ましい。
- 5 自転車は盗難防止のため施錠し、盗難にあった場合は、直ちにホーム主任、生徒指導部交通係まで連絡する。
- 6 自転車は、各ホームの自転車置き場に整理整頓して置く。
- 7 自転車通学生は、重大事故から自らを守るため、ヘルメットを着用する。
- 8 登下校時には以下のとおり交通安全に充分留意し、事故等にあうことのないよう気をつけるとともに、歩行者の安全にも配慮するように心がける。
 - ア 片手運転の禁止
 - イ 傘差し運転の禁止
 - ウ 二人乗りの禁止
 - エ 並列運転の禁止
 - オ 無灯火運転の禁止

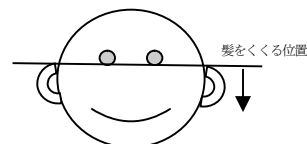
3 校外での生活

高知県立中村中学校の生徒としての誇りを持ち、本校の生徒であることの自覚と責任を持つ。

- 1 アルバイトは禁止する。
- 2 喫茶店、カラオケボックス、ボーリング場、ゲームセンターなどへの出入りは保護者同伴とする。
- 3 保護者の許可なしに外泊することは禁止する。
- 4 登下校時の買い食いや飲食店への立ち寄り禁止する。
- 5 むやみに夜間外出をしない。

4 服装規程

- 1 服装は服装規程により、端正、清潔であるようにつとめる。
- 2 登下校時は、制服を正しく着用し、本校の生徒であることに責任を持つ。
- 3 頭髮は、中学生らしい清潔で端正な髪型にする。



(1) 男子

(2) 女子

頭髮の長さ	前	目まで	ヘア・ピン	・黒、紺、茶色のゴム、スチール製とし、装飾された物は禁止 ・髪をくくる時は耳の上のラインより下でくくる。
	横	耳にかぶさらない		
	後	襟にかからない		

(3) 制服規定

男子 冬服 上着	・本校指定のブレザー ・名札を左胸につける ・本校指定の長袖カッターシャツ ・本校指定のニットベスト ・本校指定のネクタイ	女子 冬服 上着	・本校指定のブレザー ・名札を左胸につける ・本校指定の長袖ブラウス又はカッターシャツ ・本校指定のニットベスト ・本校指定のリボン又はネクタイ
男子 夏服 上着	・本校指定のカッターシャツ ・名札を左胸につける	女子 夏服 上着	・本校指定のブラウス又はカッターシャツ ・名札を左胸につける
ズボン	・本校指定のスラックス ・ベルトは黒又は茶色で幅2～3cm ・サスペンダーは禁止 ・ズボンのウエストは腰骨の上の位置で着用	ズボン・スカート	・本校指定のスカート又はスラックス ・スカート丈は膝の中心から上下5cmまでの間とし、ウエスト部分を折り曲げて短く着用しないこと ・ズボンは左記に準ずる

(4) 防寒着に関する規定

・本校指定のセーター、本校指定のコート、本校指定のウインドブレーカー ・マフラー、手袋は華美でないものとし、コートとウインドブレーカーを含めて教室内での着用は禁止 ・ストッキング、タイツの色は、本人の肌に近い色の無地とし、柄物は禁止
--

(5) その他

①ソックス ・ソックスは必ず着用し、白色でワンポイント、ワンライン迄とする ・ルーズソックスやくるぶしソックス等は禁止 ②通学靴 ・本校指定の運動靴 ③通学鞆 ・本校指定の校章入りリュック、スポーツバッグ、弁当入れ袋

(6) 禁止事項

・パーマネントやカール、髪の変色・脱色、眉等の剃り込み、化粧、カラーリップ ・カラーコンタクトを含むすべての装飾品 ・携帯電話、携帯用ゲーム器具、通信機器、マンガ、雑誌、遊具類等、授業等に関係のないもの

5 高知県立中村中学校生徒会規約

第1章 名 称

第1条 本会は高知県立中村中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、次の目的を有する。

- (1) 本会は本校の教育方針を基礎とし、健全で民主的な自主活動を通じ、公正にして、平和で明るい学園を確立する事を目的とする。
- (2) 本会は会員の自主性を伸長するとともに社会性を陶冶し、自由にして、心身共健全なる市民となる基礎を養うことを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会は本校生徒全員を会員とする。

第4条 本会員はすべて平等の権利を有する。

第5条 本会員はすべて選挙権、被選挙権を有する。

第6条 本会員はすべて規約に従う義務を有し、所定の会費を納めるものとする。

第4章 活 動

第7条 本会は前条の目的達成のために次のことを行う。

- (1) 学校生活の改善と向上に関する事
- (2) 会員の文化・体育活動に関する事
- (3) 会員相互の親睦・福祉に関する事
- (4) その他、必要な事項

第8条 本会の健全な発展のため、運営・活動にあたっては、本校職員の指導、助言をうける。

第9条 本会の決議事項すべて、執行される前に校長の承諾を得なければならない。

第5章 役 員

第10条 本会には会務を処理する次の役員を置く。

- | | | |
|----------|-----|------------------|
| (1) 会長 | 1名 | |
| (2) 副会長 | 2名 | |
| (3) 書記 | 2名 | |
| (4) 執行委員 | 10名 | *各ホームの学級委員・専門委員長 |

第11条 会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、必要に応じその職務を代行する。

第12条 会長・副会長は選挙規約に従い、全会員の直接選挙により選出する。

第13条 役員及び委員の任期は2期とし、前期（4月～9月）と後期（10月～3月）に分ける。

第14条 役員及び委員の辞任は、その選挙母体の過半数の賛同を得た場合成立する。

第15条 役員及び委員議員のリコールは、その選挙母体の3分の1以上の正当な署名を持って選挙管理委員会に提出し、選挙管理委員会の承諾を受けた上、その会員の3分の2以上の同意を得た場合成立する。

第6章 組 織

第16条 本会は次の組織を置く。

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| (1) 生徒総会 | (2) 執行部会 | (3) 執行委員会 |
| (4) 専門委員会 | (5) 部活動部長会 | (6) 学級会 |

第1節 生徒総会

第17条 総会は本会の最高議決機関である。

第18条 総会は全会員をもって構成する。

第19条 定期総会は年2回とする。

- (1) 役員選挙等の総会についても、年2回設ける。

第20条 総会において次の事項を決議する。

- (1) 予算及び決算の承認
(2) 規約の規定及び改正の承認
(3) その他、重要な事項

第21条 総会の議長団は2名とし、生徒会長が委託した役員以外のものを置く。

第22条 総会は会長が招集する。会長は次の場合、臨時集会を招集することができる。

臨時総会

- ①執行委員会が必要と認めたとき
②会員の3分の2以上の必要があったとき
(署名申請を執行委員に提出する。)
③校長の要求があったとき

第23条 総会は会員の3分の2以上の出席により成立する。

第24条 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、第20条第(2)項及び第(3)項に関しては3分の2以上の表決を必要とする。

第2節 執行部会・執行委員会

第25条 執行部会・執行委員会は本会の執行機関である。

第26条 執行部会は会長・副会長・書記・会計で構成する。執行委員会は会長・副会長・書記・会計・執行委員で構成する。

第27条 執行部会・執行委員会は次の事項を行う。

- (1) 執行上必要な具体案の作成
(2) 規約制定、改正原案の作成
(3) 総会及び校長より委託された事項
(4) 予算案の作成、及び決算の報告
(5) その他必要事項の原案作成

第28条 執行委員会の委員長は本会の会長、副委員長は本会の副会長をあてるものとする。

第29条 執行委員長は、執行委員会を代表し、議案を総会に提出する。

第30条 執行委員会は次の場合、総辞職しなければならない。

- (1) 総会において会員総数の3分の2以上をもって不信任を表決したとき

第3節 専門委員会

第31条 執行委員会の下に専門委員会を置き、委員は各ホームにおいて選出する。

第32条 専門委員会は次の各委員会とし、各分担の事項の執行にあたる。

- (1) 学級委員
学級全般に関する仕事を取り扱う。
(2) 保健委員会
保健に関する事項を取り扱う。
(3) 生活・安全委員会
学校生活、交通安全に関する仕事を取り扱う。

- (4) 文化・図書委員会
文化活動に関する仕事と図書に関する仕事を取り扱う。
- (5) 防災委員会
防災に関する事項を取り扱う。

第 33 条 専門員会には委員長、副委員長、書記各 1 名を置き、副委員長は委員長を補佐し、必要に応じこの職務を代行する。

第 34 条 各専門委員会は月 1 回程度とする。

第 4 節 部活動部長会

第 35 条 部活動部長会は、部活動の進行及び連絡調整のため開く。

第 36 条 部活動部長会は、部活動部長及び生徒会長・副会長・書記・会計で構成する。

第 37 条 部活動部長会は、必要に応じ会長が招集し、部活動の進行運営及び予算に関する事項を協議する。

第 38 条 部活動運営に関する細則は別に定める。

第 5 節 学級会

第 39 条 学級会は、生徒会活動の基礎となる。

第 40 条 学級会は、ホームの生徒会員を持って構成し、ホーム主任の指導と助言を受ける。

第 41 条 学級会は、毎週 1 回（学級活動の時間に）開く事を原則とし、学校全体や学年、学級に関する問題について協議し、生徒総会や執行部会、執行委員会に提出する議題を決定する。

第 6 節 会 計

第 42 条 会計報告は、次の場合行う。

- (1) 生徒総会
- (2) その他特別に会計報告を必要とする場合

第 43 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

第 7 節 規約の改正

第 44 条 本規約の改正は、会員の 3 分の 1 以上の要求があったときには、生徒総会に提出し、その 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

附 則 この規約は、平成 15 年 10 月 3 日より施行

附 則 この規約は、平成 18 年 3 月 3 日より一部改正

附 則 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日より一部改正

附 則 この規約は、平成 31 年 4 月 1 日より一部改正

附 則 この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より一部改正

附 則 この規約は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改正

附 則 この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より一部改正

6 生徒会選挙規約

第1章 立候補

- 第1条 本校の生徒であれば誰でも立候補できる。
- 第2条 10名以上の連署でもって推薦することができる。
ただし、本人が立候補する意志がなく選挙管理委員会がその理由を認めた場合は辞退する事ができる。
- 第3条 立候補の手続きは、届出期間等、立候補に必要な事項は選挙管理委員会が定める。
- 第4条 選挙管理委員会は候補者届出締め切り後、直ちに候補者及び推薦者を招集して立候補を確認する。

第2章 選挙運動

- 第5条 前条の立候補確認の日から投票日の前日まで演説会その他の選挙運動を行うことができる。
- 第6条 選挙運動員は1立候補者につき1名までとする。
- 第7条 立候補のポスターは選挙管理委員会の定めた用紙を用いることとし、枚数については別に選挙管理委員会がこれを定める。
- 第8条 選挙運動は始業前・昼食時・放課後とする。
- 第9条 選挙運動はどんな方法でもかまわないが他の候補者に迷惑をおよぼしてはならない。またこのようなことを発見した場合は、誰でも選挙管理委員会に提訴することができる。
- 第10条 個人の投票依頼は違反とみなす。
- 第11条 投票の前に選挙管理委員会が主催する公開の席で、候補者紹介、立会演説、推薦演説をする機会をもたねばならない。

第3章 投票

- 第12条 投票は選挙管理委員会の定める規定の用紙を用いねばならない。
- 第13条 次の票は無効とする。白票、規定用紙以外の票、姓名判断不可能の票、記名違反票。
- 第14条 立候補者数が当該役員定数をこえないときは信託投票を行う。不信任及び定数に不足する場合は、候補者の再受付をする事ができる。
- 第15条 投票日は運動期日の満了の翌日とする。
- 第16条 開票は即日開票とする。
- 第17条 開票は選挙管理委員が行い、公開を原則とする。

第4章 選挙管理委員会

- 第18条 本会内に選挙管理委員会を設け、選挙に関する一切の事務を司る。
- 第19条 選挙管理委員会は、各ホームにおいて選出された2名ずつの選挙管理委員をもって構成する。
- 第20条 選挙管理員は、互選により選挙管理委員長1名、副委員長1名を選出する。
- 第21条 選挙管理委員の任期は半期とする。
- 第22条 選挙管理委員会が役員として立候補したときは、選挙管理委員会を辞任したものとみなし、直ちに後任を選出しなければならない。
- 第23条 選挙管理委員は選挙運動をしてはならない。
- 第24条 選挙の際の違反行為、疑義は本会の合議により判断する。
- 第25条 この規則に定めるもののほか、生徒会選挙に関する事項は選挙管理委員会が定める。

7 部活動細則

第1条 この細則は、生徒会規約により部員の資質の向上を図り、部活動の発展に寄与する。

第2条 部活動には、次の各部を認める。

文化部 音楽部、美術部、書道部、華道部、茶道部、写真部、演劇部、漫画研究部

体育部 軟式野球部、陸上部、水泳部、弓道部、バスケットボール部、ソフトテニス部、サッカー部

第3条 部活動に入部する場合は、入部願を、退部する場合は、退部願を顧問に提出する。

第4条 文化部、体育部にそれぞれ正副総括顧問を各1名を置く。(高校含)

第5条 文化部、体育部の代表総括顧問は各部の互選による。任期は1年とする。(高校含)

第6条 各部活動には、顧問を置く。

第7条 部活動の新設及び休部から再び活動を行う場合には、1年目は愛好会、2年目は同好会、3年目に部として認めるが、そのつど生徒総会で決議し、顧問会を経て職員会で決定する。

第8条 部活動の顧問は、次の書類を作成し保管する。

- 1 部員名簿
- 2 部の出納簿
- 3 部の練習計画表(長期休業も含む)

第9条 前上の書類は、執行委員会の請求のあった場合は応じなければならない。

第10条 部の遠征については、文化部、体育部の遠征規定に基づく。

第11条 練習試合、合宿については別に定めるところによる。

第12条 休養日を週2回程度設ける。

附 則 本細則は平成15年10月3日より施行
本細則は平成30年4月1日に一部改正
本細則は平成31年4月1日に一部改正
本細則は令和3年4月1日に一部改正
本細則は令和4年4月1日に一部改正
本細則は令和5年4月1日に一部改正

8 体育部遠征規程

1 遠征許可

遠征許可は、次の事項に従い校長が決定する。

- (1) 遠征は、中体連主催の大会とする。
- (2) 上記以外の遠征については、そのつど部活動審議委員会で検討する。
- (3) 遠征する生徒は、保護者の承諾書を必要とする。

2 出場選手

次の各項に、該当する者は遠征を許可しないことがある。

- (1) 学業が著しく不振なもの
- (2) 品行方正でないもの
※品行
 - ① 暴言、異装、授業態度、その他の問題行動を行ったもの
 - ② 当該遠征中、問題行動があった場合には、部の出場停止をすることもある。
- (3) 健康診断の結果、異常があるもの

3 遠征補助金

遠征許可された部には、遠征補助金を拠出する。

9 文化部遠征規程

体育部遠征規程に準ずる。

10 体育館使用規程

当館の管理責任者は、体育科教諭とし、特別な場合部活動の顧問とする。

- 1 体育館内は、学校指定の体育館シューズとし、土足・学校使用の上履きは禁止する。
(部活動においては、部活動使用のシューズとする。)
- 2 体育館使用後は、必ず清掃を行うこと。
- 3 体育館の施設設備の使用については、体育科教諭の許可を得ること。万一破損した場合は必ず届けること。
- 4 館内備付器具の持ち出し、並びに外部からの持ち込みは厳禁し、キャッチボールや球をける等の行為は禁ずる。
- 5 他校との練習試合に使用する場合は、必ず許可を得て行うこと。
- 6 使用時間
 - (1) 体育の授業時間以外は原則として禁止する。
 - (2) 体育館の使用時間は原則として
下校時刻同様、夏季は午後 6 時 0 0 分、冬季は午後 5 時 3 0 分までとする。
上記の規定に違反する行為のある場合については、使用を禁止することがある。

11 部室使用規程

- 1 管理は、その部で行うこと。
もし部室を破損（落書等）した場合は、その部で修理すること。
- 2 使用目的は部活動時の更衣及び道具の出し入れに限り、食事や雑談等のための使用を禁ずる。
- 3 使用者は所属部員に限り、所属部員以外の生徒の入室を禁ずる。
- 4 鍵は部活動顧問及び事務室で保管する。
- 5 部室内で問題行動があった場合は部室の使用を禁止する。

12 プール使用規程

- 1 管理責任者は体育科教諭とし、水泳部の使用については、顧問が管理する。
- 2 プールを使用する場合は、必ず体育科教諭の許可を受け、必ず監督教諭がつくこと。
- 3 水着は学校指定のものを使用すること。
- 4 使用中にふざけた行為をしてはならない。
- 5 施設設備を大切にし、万一破損した場合は必ず届けること。
- 6 使用時間
 - (1) 体育の授業（補泳も含む）。
 - (2) 放課後は部活動に使用する。原則として下校時刻までとする。

13 教室空調機器使用及び管理に関する規程

普通教室、美術室及び書道室（以下「普通教室等」という）に設置している空調機器の使用及び管理について、必要な事項を次のとおり定める。

- 1 空調機器の使用目的
空調機器は、普通教室等の学習環境の向上を図るために使用するものとする。
- 2 使用を認める期間
7 月～9 月
- 3 使用を認める条件
原則として、室温が 3 0℃以上のとき、または湿度が 7 0 %以上のときとし、設定温度は 2 8℃以上とする。

4 使用を認める時間

- (1) 正規授業が行われている時間帯とする。
- (2) 事前に計画された補習、模擬試験、大学進学講座が行われている時間帯は使用を認める。
- (3) 学校行事の場合は、担当部署の教員の管理のもとで使用を認めることがある。
- (4) 基本料金の増大（デマンド警報器の作動）を防ぐため、電源投入時間が一斉にならないように工夫する。

5 健康管理

- (1) ホーム主任及び授業担当教員等は、生徒の健康状態に気を配り、適正温度と室内の換気に注意する。
- (2) 良好な環境を保つため、室温や機器に異常を感じたときは、教頭又は事務室に報告する。
- (3) 空調が体質的に合わない生徒がいることを、各ホームで共通理解のうえ運転させること。また、体質的に合わない生徒は、ホーム主任や生徒部の許可を得て、席替えや制服の調整着用等をもって配慮する。

6 空調機器の使用及び管理

- (1) 毎日の始動は事務室で行い、始動後の操作は各教室で授業担当教員等が行う。生徒には操作させない。空調運転の決定に関することは管理職が行う。
- (2) 体育等で長時間不在になるときは、運転を停止する。
- (3) 教頭（職員室）は、一日の終了時に全体の停止を確認する。
- (4) 空調稼働中は、窓・ドアを閉め、経済的な運用に努める。（換気時を除く）
- (5) 天井扇等と併用することで効率的な運用をする。
- (6) 本規定に違反する使用が認められた場合は、当該教室の空調機器の使用を禁止することがある。
- (7) 空調機器の保守点検は年1回以上行う。（フィルター清掃は年2回）

附 則 この規程は、平成6年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成7年4月1日に一部改正

附 則 この規程は、平成10年4月1日に一部改正

附 則 この規程は、平成17年3月2日に一部改正